

九州における今後の民有林経営について

司 会 鹿児島大学教授 山 添 精 三

司会者 「九州における今後の民有林経営について」を、(一)農家林業について、(二)企業的林業について、(三)部落有林野についての三つの項目に分け、(一)を宮崎大学の宍戸教授、(二)を住友林業株式会社九州支店の伊東正志氏、(三)を長崎県林務課の旗原熊雄氏に話題提供をお願しました。またそれぞれの話題に対して、コメンターとして、(一)を鹿児島県林業試験場の松枝洋一郎氏及び佐賀県林業試験場の小部晃氏、(二)を鹿児島大学の辻本教授及び十条製紙八代工場山林部の青山栄太郎氏、(三)を九州大学の堺正紘氏及び大分県林政課の三浦清美氏にお願しました。それでは初めに「農家林業について」宍戸先生にお願いたします。

(一) 農家林業について

宮崎大学 宮戸 元彦

1 農家林業の意義

農家林業とは、農業経営者が農業経営並びに生活上直接、間接に必要なる林産物を得るために經營する森林で、所有規模は小さく（概ね50ha以下）、労力は自家労力にたよって經營され、生産された木材は商品として売却し、または自給用に当てるもので、農業經營の中に含まれた形で営まれているものである。農家林を利用目的で分類すれば、a) 屋敷林 b) 耕地防風林 c) 用材林 d) 薪炭林 e) 牧野林 f) 特用林で、以上の中で、林業として農業經濟の發展に寄与できるのは用材林、薪炭林を対象とした經營の改善であると考えられるので、以下この点を中心にして私見を述べることとする。

2 農家林の成立と変遷

原始時代には原生林は有害鳥獸の生息地であり、人類の文化發展の敵であった林野が、人知の發達に伴つて農業に利用されるようになり、その最初の形が焼き畑農業であった。次の段階においては、耕地の肥料源としての林野は分離されることになり、林野からの草、落葉、落枝は重要な肥料源であり、そのため広大な林野を野草地として經營したのである。明治に入ると

速効性の魚肥、大豆粕、また末期からは化学肥料が普及し、農業と林業との関係が大きく変化し、林野からの肥料源を必要としなくなり、經濟の發達につれて林野は農業の附屬地という役目から離れ、林業が成立する条件がしだいに整えられてきた。林業も最初の形は天然生の樹木の利用、即ち採取林業であったが、都市の木材需要が増加し、交通の發達に伴い今日のような育成林業が生まれてくることになった。明治に入ると工業が盛んになり、工業用燃料としての需要が増加し、用材の需要も増加し、林業が急速に進められたのであるが、人工林の面積は昭和初年には全体の10%にすぎず、用材は不足し、戦前は全消費量の三分の一を輸入材にたよっていた。戦後において石油、電気、ガス等により家庭燃料が置換され、薪炭材の需要は激減したのであるが、一方用材の需要は漸増し、人工林の面積も増加してきたのであるが、木材貿易の自由化、林業労働事情等の影響を受け、造林は停滞気味にあるのが現状である。即ち從来我国は「農は國の本」であり、米作はその中心で最も重要な一次産業で、林地はその附屬地にすぎなかったのであるが、戦後においては、食生活も改善され、動物蛋白を多く取り入れることになり、一次産業と二次産業との較差を縮めるために、農林業の近代化經營のための構造改善が一部実施されている現状より、農家林も從来の附屬地から脱皮して農業經濟發展のために寄与できるように經營の改善を図らねばならない。

3 農家林業の現状

我国の森林面積2447万ha（うち70%は山村地域）のうち約58%が私有林（うち80%は山村地域）、このうち林家は約266万戸で、この經營する面積は全森林の約40%で、林家の94%は農家である。私有林所有者の大部は零細で、50ha以上の所有者はわずかに0.3%、5ha以上の所有者についてみても9.5%にすぎない。宮崎県における林野所有規模による階層別の所有者数は、林野所有面積0.1～1.0haが66%と過半数を占め、1～5haが25%、5～50haで農林複合經營ないし自立林業經營の方向に誘導可能な林家は8%にすぎず、50

ha以上については僅かに1%以下である。農家の林野所有がいかに零細で、しかも山村地域にその大部分が存在することが了解できる。

農家の經營する林業は農地0.7～0.8ha、山林1～3ha程度の規模のものが典型的であるが、全国平均林業所得は1ha当り15,000円、農業所得は270,000円であるから、自立農家として800,000円の所得を得るために、農地のみでは3ha、林地のみでは55haの經營地を必要とする。現在50ha以上の林地を保有しているものの面積は私有林の約20%を占めているが、その約半数は不在地主で、企業的な經營を行っているものはきわめて少ない。林業の収益性を建築用材の生産を目的としたスギ林業、パルプ材生産のアカマツ林業、木炭生産のためのクヌギ林業について比較検討してみると、1ha当り1年間の粗収入から育林経費を差引いたものはスギ林業は115,000円、アカマツ林業、74,000円、クヌギ林業は15,000円となり、スギ林業はクヌギ林業の8倍、アカマツ林業は5倍となり、用材林業は薪炭林業より経済的に遙かに有利であることが認められる。

農家林は戦前までは薪炭林として經營され、戦後、造林の奨励と林業の經濟的基盤の向上に伴って人工林は増加しているが、全国的には私有林の34%が人工林化され、造林適地面積も九州は全国でも最も大きく、今後農家林業經營の改善により、農家經濟の振興に大きく貢献できる可能性をもつてゐるといえる。地帯別には都市近郊、平地農村、農山村、山村の順に農家林の所有者及び面積が増加し、山村及び農山村に農家林の80%が存在し、一戸当りの所有面積もその順に大きくなり、国民所得に占める林業所得の割合はおよそ2%程度の小さいものであるが、山村地域における所得の中では林業所得は比較的大きく、農山村で10%、山村で20%を占めるものと考えられ、将来は經營の改善により農山村で20%山村で40%以上が期待され、山村の振興のためには經濟的、産業的にも農家林業の振興が中心課題となってくる。

4 農家林業のあり方と問題点

農家林業のあり方を農家經濟の振興、林業經營の改善の立場から述べることとする。

(A) 農家經濟振興について

我国の農家の經濟は戦前は「農は國の本なり」という農本主義の考え方で農業が取り扱われ、經濟の中心は米で、明治に入ってからも農業が我国の經濟の重要な地位を占めていた。戦後は国全体として、政治經濟文化、思想の面で大きな変化を遂げる転機となり、そ

の変わり方は農業や、農村ではもつと画期的なものであった。朝鮮動乱の勃発を契機として工業は急速に発展したが、もちろん、農業の發展も予想できなかつたほどで、農地改革による農家の經濟基盤の強化、農業技術の發展、機械の導入、土地改良の進展などを通じて農業生産は着実に伸び、農民の生活はかなり向上しているが、この農業の伸びと工業の伸びには大きな差があり、労働生産性の向上や、工業の拡大によって雇用を増加するとともに、労働者の給与ひいては都市生活者の所得は急速に増加することとなり、これに対して農村での所得はそれほど伸びなかつたので、都市と農村の所得の較差がだいに大きくなってきた。昭和26年の農家一戸当りの所得は256,000円、都市勤労者一世帯当りは198,000円で、農家の方が60,000円近く多くなっている。昭和30年になると農家は368,000円、都市勤労者は350,000円で略均衡している。昭和33年には農家は停滞して349,000円に対して、都市勤労者は416,000円と急速に伸びて、都市勤労者の方が60,000円も多くなっている。このように農村と都市との格差はだいに増大し、我国の國民經濟の見地から格差の是正は緊急課題として取り上げられ、農業基本法、林業基本法、農村振興法が制定され、さらに農業構造改善事業、林業構造改善事業が一部に実施されることになった。經濟原則に従って國民の福祉を図るために(1)最大の國民所得をあげること、(2)所得の分配に大差がないこと、(3)國民所得に大きな変動がないこと、以上の3つの条件が必要と考えられるが、現在(2)の条件が欠けている。農業經營の立場から(2)の条件を満足さすためには、經營の指針としては農業の自然的、經濟的、社会的制約による不利を補正し、農業從事者の自由な意志と創意工夫により、農業近代化と合理化を図って、農業從事者が他の國民各層と均衡する健康で文化的な生活を営むことであり、そのためには自立經營農家を設定することが今後の目標と考えられる。自立經營とは正常な構成家族のうちの農業從事者が正常な能率を發揮し、完全に就業することのできる規模の家族農業經營で、当該農業從事者が他産業從事者と均衡する生活を営むことができるよう所得を獲得する事が可能なものでなければならぬ。自立農家育成に当り、まず經營基盤の拡充整備、生産施設の整備、協業化、經營計画等が重要な問題として取りあげられるが、最も重要で困難な問題は經營基盤の拡充である。農家經濟の發展を図るためにには合理的な個別經營計画が最も重要である。

從來農家は米麦中心の穀作農業であったが、現在遠

択的拡大により園芸、畜産を取り入れた多角的近代化方式を指向することとなり、また林業も同じく体質改善により近代化して、農家経済を総合的に発展させることが絶対的に必要である。すなわち農業構造改善及び林業構造改善の技術を総合して農林業複合計画を樹立しなければならない。農家の経営は農業、畜産業、林業の三つの複合経営からなっていて、地帯別にその経営形態が異り、都市近郊、平地農村では農業を中心で、森林面積も少く、農山村、山村においては農地面積が減少して、森林面積が増加し、林業が農家経済の中で重要な役割を占めることになり、今後山村地域の林業経営の改善が重要な課題となってくる。

(B) 農家林業経営の改善について

農家林業の振興改善の最終目標は家族経営的林業の育成である。すなわち主として自家労力による育林生産だけで社会的に妥当な所得水準の確保ができる林家である。このためには人工造林地20ha程度が必要であると述べられている。（これは自立農家の所得目標を70万円と推定）。現在の農家の山林所有規模は極めて小さく20ha以下が全所有者の80%で、林家総数266戸のうち一戸当たり20ha所有できるように再配分できただとしても、30戸の林家が自立経営可能にすぎないし現実に不可能なことで、最も困難な問題として今後に残される。それはともかく農家経済の中で從来以上に貢献できるように農家林業の経営の改善を図ることが重要であり、特に山村地帯における林業の果す役割は大きいと考えられる。農家林業の振興方策としては林業構造改善事業では、経営基盤の充実を図るための分収造林、入会林野の近代化、国有林の活用、林地の流動化の促進等があげられ、生産基盤整備事業としては林道の開設が急務とされ、資本設備の高度化事業として素材生産、人工造林、稚苅生産施設の設置、協業の推進、早期育成林業の促進等があげられているが、振興策としては充分と考えられる。具体的には育種技術の展開、林地肥培、密植などによる新技術の導入、林業機械および薬剤の開発であり、さらに労働生産性の向上と労務不足に対応して林業機械の推進、労務班の組織、生産組合等による委託経営等、林業技術開発の成否が農家林業開発の鍵となっている。從来の農家林業の経営は保続的でなく間接的であり、その収入は農家の臨時支出に充当され、財産保持的、粗放な経営であったが、今後は企業的、保続経営の方向に指向し、農家経済の一翼または全部を負担できるように経営しなければならない。保続経営を実施するために必要最小限の経営規模は5haと考えられている。林業経営面

から改善を要する点は現在の不優位な天然生林を、優位な針葉樹の人工林に転換し林地の生産性、林業所得の増加を図ることが最も重要と考えられるが、林業は自然的、経済的、社会的条件により第二次産業に比して遙かに不利な条件下にあるが他に見られない公益性を維持する機能を持つているので、国民経済の立場から、現在以上に国の助成、低利長期融資の施策を、また税制の面においても改革を加え安心して造林が実施され、法正林に誘導されるまで特別の援助を必要とする。林業においても針葉樹の用材の他に多角的林業経営の方式も考えられる。従来特用林と考えられたクリ、クルミ、コウゾ、ミツマタ、ハゼ、ウルシ等の多くは現在工芸生産品に置換されているが、クリ、クルミ、シイタケ等は農家林業の中に取り入れて多角経営することが有利と考えられ、特にシイタケ生産は九州において今後大いに発展する農家林業の一つである。さらに山村地帯における混牧林経営、すなわち林内放牧は現在肉牛増産の必要が叫ばれている畜産と林業の協業のできる最も適した新しい林業経営の一方式であり、林地の収益がさらに追加され、農家経済に寄与する面は大きいと考えられる。また小面積で保続経営の可能な作業方式として今須林業のような択伐方式が考えられる。林業基本制度企画本部での試算によれば、農家を半自立農家層（A）、自立的農林層（B）、自立的林家層（C）に区分し、林業経営の現状と将来について、（A）は現在経営規模が山林が2ha、耕地が1haであり、林業所得は334千円、農業所得は230千円で合計564千円であるが、将来山地が5ha、耕地を1.5haとなり、林業所得255千円、農業所得が390千円なって合計645千円となる。（B）は現在山地が15ha、耕地が1haであって、林業所得は264千円、農業所得が230千円であって合計494千円であるが、将来は経営規模は同じであつても林業所得は753千円、農業所得は204千円なって合計957千円となる。（C）は山地が30haで林業所得が393千円であるが、将来はこの山地から1,464千円の所得が得られると推算している。このように農業所得は（A）が70%、（B）が13%の伸びに止っているが、林業所得は（A）が7.7倍、（B）が3.1倍、（C）が3.7倍と著しい増加が見込まれているが、このためには人工林率を現在の34%から60%に伸ばし、農業構造改善の技術が導入される必要があり林業も将来めざましい発展が期待される。島根県林業試験場の研究報告によれば、育林業経営基盤が完成されたときの自立的林業経営及び農林業複合経営の方式が次のように示されている。

a) 80万円所得林家

農業		林业	
水田規模	所得	山林規模	所得
ha	千円	ha	千円
1.5	346	7.2	454
1.0	230	9.0	570
0.5	115	10.8	685
0	0	12.6	800

b) 100万円所得林家

農業		林业	
水田規模	所得	山林規模	所得
ha	千円	ha	千円
1.5	346	10.3	654
1.0	230	12.2	770
0.5	115	14.0	885
0	0	15.8	1,000

試算ではあるが、自立林家への努力目標としては大いに参考になるものと考えられる。ただし、林业所得が少し過大評価されているようで、一般には人工林約20haを所有することにより、林业基本法が考える自立家族経営林業が成立するものと思考される。

司会者 つぎに「企業的林业について」住友林业の伊東さんにお願いします。

(二) 企業的林业について

住友林业株式会社九州支店 伊東 正志

「企業的林业」の1つとしての住友林业の林业経営のあり方が、どの程度御参考になるか問題ですが、当社が過去並びに現在まで行ってきた林业経営の概況と、対処してきた物の考え方及び企业会社として当面している経営上の諸問題に対する考え方を報告します。

1 事業内容と林业経営の概況

昭和23年2月戦後の財閥解体に伴い旧住友本社の林业部門が独立し6つの林业会社として発足したが、その後再び統合されて、現在の住友林业株式会社となった次第であり、大阪に本社をおき、札幌、東京、名古屋、大阪、広島、新潟、福岡に7支店をおく資本金12億円の株式会社である。その事業内容は、(1)山林の経営(2)素材、製材の生産、加工、販売、(3)木材の輸入、販売、(4)合板等新建材の生産、加工、販売、の4部門ですが、本社の機構として、総務部、経理部、監

理部、山林部、国内材部、外材部、建材部の7部と林业技術研究室、調査室、開発室、監査室の4室をスタッフとして置いている。所有山林は四国、九州、北海道の3地方に分布している。四国の山林は四国のはば中央せき梁山脈地帯の愛媛、高知の両県下にまたがり面積16,000haである。九州では宮崎県耳川上流の水源地帯と、熊本県球磨川流域に1団地、鹿児島県大口市の東北隅の計7,300ha、北海道ではオホーツク海沿岸に沿い、紋別市を中心として14,000haの山林を經營しており、当社の山林総面積は約37,500haである。九州、北海道の山林は目下投資の段階にあり一部は人工壮令林となっているが、大半はここ16年間に造林した林種転換地、または今後の造林の予定地となっている。四国の山林は歴史も古く、明治の中頃から本格的な造林計画に基き造林が進められ、現在ほぼ法正に近い状態になっており、この四国の山林が九州北海道の林種転換の強力な資金源であると同時に、当社の山林部門の収益源ともなっている。

当社の林业経営の目的は山林、国内材、外材、建材と各部門に分れ、多角的な経営を行う総合材会社の一部門として、当然のことながら目的の一つは山林をして安定した収益源たらしめるということであり、同時に今一つの経営の安全ベン的の存在たらしめるということで、経営の方針は、最高の収益をあげるという利潤の追求はもちろん収穫の永久保続と経営の基盤である蓄積をより充実せしめ、不穏の事態に対処しうる能力をより多くたくわえるということにある。当社の山林経営はこの方針に基いた施業案により運営され、社会情勢、経済事情に即応し、かつ新しい林业技術の導入を計って、土地生産性、労働生産性、収益性の向上に努力しており、また蓄積をより充実せしめるため林種転換により造林地の拡張を計るといった目標に向って技術陣の努力が重ねられている次第である。

本社山林部のスタッフとしての業務は、営林課と計画課の二課で担当される。営林課は山林の管理、経営に関する業務の統轄並びに改善に関する事項を掌理し計画課は山林経営の基本計画、施業案の編成、検討及び収穫造林の照査業務を行っている。また四国、九州、北海道の各支店には山林事業所、または営林課を設置して、ラインとして直接山林の管理、経営にあたっているが、山林の配置状況に応じて、出先機関として適宜出張所がおかれている。林业技術研究室は本社スタッフとして成長量の増強及び省力のための育林技術の調査研究、指導にあたっている。人員の配置は後に述べる合理化の推進により逐次減少し、現在大阪本社調

係12名（女2名）四国支店49名、九州支店21名（女3名）、北海道支店17名、計男88名女11名合計99名となっている。次に林業経営のための資金調達の方法はその大半を四国の山林からの収益、すなわち自己資金でまかなっているが、一部は農林漁業融資資金の借入でまかない、北海道では造林補助金もうけている。当社の林業経営の利益は、つぎの基本式によることとしている。

林業部門総収入—〔林業部門総支出—（地拵費＋新植費＋補植費＋その他固定資産支出）〕—（被伐採林木原価＋生産費）

すなわち、出費のうち地拵、新植、補植及びその他の固定資産支出を差引いた純経費を、林業部門総収入から引いたものを利益として掲上することになる。ここで林業部門の総収人というのは自己山林から伐採搬出された素材の売上と、立木を売却した売上と、林業部門の収益等山林の総収入ということになる。林業部門の総支出のうち資産として掲上するものは、固定資産……有形の固定資産としては、固定苗畑、所有山林等の土地、建物、構築物、機械装置、車輛運搬具、（チエンソー、下刈機、穴掘機等の）工具器具備品、無形では、林道に対する負担金および利用権、林木……造林木、天然を問わず21年生以上のもの、造林起業……苗木生産に直接要した費用を苗畑、21年生未満の林木育成に要した地拵、新植、補植等の費用を造林の3科目に大別する。損費として費用におとしているのは、立木の保育に要した下刈、薙切、除伐、枝打等の保育費で、歩道、防火線、雑施設、境界保全、施設案検討に要した費用等は保護調査費で、林業技術研究室の試験、研究調査に要した費用を技術調査費で、俸給手当、賞与、賃借料、修繕費、租税公課、旅費交通費、通信費、消耗物品費、交際費、減価償却等は一般管理費で、寄附金、雑損等は営業外損すべて損費として処理している。

次に林木の原価についていえば年々の地拵、新植、補植費は逐次資産支出として造林起業に掲上されて林木の原価を形成するので、当社の林木価は主としてこれ等費用の累積されたものの平均価といふことができる。途中で購入したものは取得価格が林木原価となりまた以前一時的ではあるが、保育費をも資産支出に掲上したことがあり、また更に27.8年頃には再評価も行われたので、現在の林木原価は正確には地拵、新植、補植費のみの累積または取得価だとはいえないが、一応は取得原価主義にたつものといえる。このような取得価を以て原価とするところに、林業を經營するもの

にとって、その年の伐採林木原価のみでは再造林費の調達が困難となってきている等の非常に大きな問題点が生じてくることは否めない。

2 当社が現在当面している林業経営上の問題点

第一の問題は収益性の低下である。人工林伐採による収入は施設案により伐採許容量がほど固定化されており、他方最近の山林部門の支出は、人件費の高騰による造林、保育等の諸作業費のコストアップと社員給与等の管理費の増大、かつまた九州、北海道の拡大造林の進展に伴う下刈面積の増大による保育費の増加等加速度的に増加している。従って当社の収益力は、年々低下してゆくのではないかと心配されるが、これを喰いとめる当面の方策として、①管理人員の削減を計つて他部門へ配置転換を計ること。②拡大造林の進展を調節することが考えられ、また将来に対処する方策として③成長量の増大、拡大造林による蓄積の増加と同時にこれまでよりは伐期を高くする方向に経営方針をもって行き、集中集約施業を行うことが考えられている。さらに収益増強の手段として④保育費等の資産支出掲上⑤伐採量の増加が考えられる。①の管理人員の削減は、日向山林を例にとれば、男18名、女3名、計21名で管理しているが、今まで各人が担当の山を責任を以つ管理して行く分散管理方式を採用していたが、今後は山の中心の1ヶ所に人員を集め、広い範囲を車等の機動力を發揮して管理して行く集中管理方式を採用し、できるだけ人員を削減して行く考えである。②の拡大造林の抑制は、九州を例にとれば、今後人工造林による樹種改良を予定している2700haの造林進度を会社の収益力と労働力の関係を睨み合せて年々の造林面積をどの程度にするかということである。③の高伐期経営による集中集約施業について四国山林を例にとれば、戦前、戦後は平均成長量を主とし、これに金利を加味した計算方法で、伐期を決定することとし、具体的にはヒノキは平均55年の伐期を採用しているが、昭和30年頃より金利を重点とした計算方法を採用したので、ヒノキでも40年と非常に短い伐期となっていた。最近の考え方は新たに資本を投入して、今から林業を始めるのであれば、金利を重点とした伐期を考えねばならぬが、当社の如く主たる財源である四国の山は、既に法正林になっており、また資本利子は支払済であること、従って今後は、法正林としての収益率が最高である伐期と、素材収穫最高の伐期とを併用した計算方法に変え、具体的には以前の55年伐期にもどっている。高伐期でしかも集中集約施業を行う

ことによる利点は幾多挙げられるが、要はこれの完全実施は収益力が充実してこそできることであるので、今後長年月を必要とする問題であろうかと思う。④の保育費の資産支出について、当社は現在下刈、つる切等の保育費は経費として損費におとしているが、これにより、当面の収益力は非常に増大する。しかし反面将来の収益は少くなる。すなわち含み資産が減少するから林業経営上は好ましくない方法であるとする向もあるろうが、貨幣価値は将来とも下降し続けることが予想されるので、この面から保育費を資産支出することもさして心配はいらないのではないかと考える。しかし、収益の増加は現在払わなくてもすむ税金をみすみす先払しなければならない結果となり、自己資金の外部流出が今までより多くなるので、資金の減少を来たすことにもなり、保育費等の再生産費の調達に円滑を欠くということにもなって、経営技術上好ましくないことが出てくることになる。これとは正反対に保育費を資産支出にするどころか、地拵、新植、補植すら損費として、その年の生産原価に掲上することの方が林業を継続して経営するたてまえからすれば好ましい方策だとも言えよう。税法上の問題は別として、理論的にもこの方が正しいようである。（中村三省氏林試報No.186）⑥の伐採量の増加について、収益力を増加せしめる方法の内、この方策が最も実行容易、かつ安易な方法であるが、伐採量の増加は成長量以上を伐採することになり、これが進めば林業生産基盤の破壊を意味することになる。従って、余程のことがない限り増伐はつつしむべきであって、増伐をする位ならば保育費を資産掲上して益を出す方がまだ健全であるとする考え方もある。このように増伐はつつしむべきであり、また保育費等の資産掲上もできるだけ避けるのが好ましいとすれば、人員の削減、拡大造林の抑制が当面の方策として最も有効で、しかも速効性がある方策と言える。以上述べた諸方策を講ずるとともに、将来に対処する方策として高伐期集中集約経営の方針を立て、かつその上に生長量の増強に技術の粹を尽すべきであろうかと考える。当社が当面している問題点の中で、今まで色々申し上げた収益性の低下をどう喰止めるかという問題と並行して、大きな第2の問題は労働力の減少という問題である。労働力の減少傾向は今後ますます顕著になると予想されるので、これに対処する方策として、人力に代る機械力と薬剤力を大いに導入すべきであろうかと考える。しかしこの前提としましては、林内作業道の整備が重要なキーポイントとなるので、当社としても、一時的には支出増をきたし

てもある程度はやむを得まいと考えている。しかし、現在の機械は道具の域をだつせず、薬剤もまた特効薬たり得ない現況にあるので、現段階では、労働力減少に対処する最も有効な方法としては、なんと言ても高伐期を採用し、かつ經營を集中集約的に行うことであろうかと考える。この高伐期集中集約経営によって労務の能率的な利用と、伐採作業と造林作業等を兼業せしめ、通常雇用を行うことが最も大切であり、これに加えて省力林業が労働力減少に対処し得る最も有効な2本の柱でないかと考えている。以上今まで申述べた収益力の低下、労働力の減少の2点が目下当社の林業経営上の重大かつ深刻な問題である。恐らくは、当社のみならず林業経営をいとなむ方々と共にした問題点ではなかろうか。これ等の問題を根本的に解決するためには、林業に対する税制の改革、国としての助成措置の強化が最も必要かと思う。林業が国として重要な産業であるならば、林業の基盤である蓄積の増強を容易ならしめるべき施策を国は講ずべきではなかろうか。

3 九州における当社林業経営の概要

九州における当社の経営面積はおよそ7300haで、10年前まではそのほとんどが広葉樹を主体とする天然林であったが、この10年間に鋭意拡大造林を進め、今日では約3000haの人工造林地をもつにいたった。今後も拡大造林を進める予定であるが、経営山林の約70%は、地味が比較的良好で、スギであれば30年生で1ha当たり約600m³程度の収穫は期待できそうである。しかし、現在林は壮年林が少ないので、ha当たり600m³の収穫をあげ得るのは今後20数年後のこと、目下のところは幼令造林地の累増と人件費の高騰が相俟って、九州における林業経営は赤字増大の傾向を辿っている。従って、当社の九州における林業経営の現況はいわば未だ林業経営の域に達せず、経営基盤の造成途上の段階にあるといって差支えないと思う。その意味では赤字であるということはさして問題にならないが、この赤字が年々増大しているということが、全社的な見地からみて大きな問題点となる。前述のように、拡大造林に必要な資金の大半は四国における当社の山林から産み出されておるので、材価の値上がり、すなわち素材の販売価格の上昇が人件費の高騰に見合つている間は問題もないが、今日の如く人件費の高騰をカバーしきれない状況になると、四国から産み出される資金も減少する傾向があるので、拡大造林計画を再検討する必要にせまられている現況である。

4 九州における当社林業に課せられた課題

その大きな目標の1つは、経営の基盤となる蓄積をできるだけ速かに造成することである。しかも企業として林業を経営するためには、法正林に近い状態に持つて行くのが望まれるわけで、速かに法正林を造成し、しかも年間の出費をできるだけ少くし、その上更に年間収入をできるだけ多くすることが絶対必要条件として課せられている。以上の課題を達成するために現在探っている具体的手段は、1つは早成樹種品種の採用、成長量の増強である。具体的には、ワセ系であり、土地適応性の広いヤナセスギの導入であり、精英樹による造林である。2番目に造林方法は、できるだけ地味、地利のよいところから集中して造林を進めて行くということである。3番目にはその他施業方法の改善による経費の軽減、具体的には早成系のスギの植栽により従来に比べ手入回数を2～3回少くする。また間伐は今後実施しないという方針をたてる等である。4番目に管理方式の改善による管理費の節減で、(1)山林の管理方式を分散管理から集中管理に切り替えること(2)労務管理の改善として苗畑の直営日雇労務者を出来高制度に全面的に切替える等の方策である。5番目に林道網の充実等があげられる。

司会者 つぎに「部落有林野について」長崎県林務課の旗原さんに願います。

部落有林野について

長崎県林務課 旗 原 熊 雄

部落有林野は農山村住民の生活面、営農面、経済面において極めて重要な基盤として重要な役割を果してきたが、生活様式、営農様式等の進展とともに、從来の慣行による林野の利用形態に変遷をきたし、部落有林野の農林業上の利用の高度化がさけばれ、過去の産物採集利用の形態から林業経営の場として、生産性を高める方向に経営の合理化を推進しなければならない時期にきた。そのため、法人組織による企業的経営の形態で推進指導するか、分取契約によるか、個人分割による個人経営か、協業経営か、いろいろの経営形態を考えられるであろう。本県における部落有林野の概況、過去の造林実績からみた部落有林野の経営動向、経営事例等をあげ、今後の部落有林野の経営の在り方と問題点等について若干の検討を加えることとする。

1 部落有林野の概況

本県の部落有林野の面積は約43,260haにおよび、県

下の民有林の約23%、九州全体の約19%を占める。これらのうちには人工林として、かなり美林となって、経済的に価値の高いものも見受けられるが、全般的には人工林率は低く、その利用状況は粗放であるといえよう。

部落有林野の11%以上が原野状態であり、樹林地にしても薪炭林が多く、用材生産を目的とした人工林は約27%の低さである。

利用形態別には、共同利用形態が最も多く、面積において約85%、次が契約利用で約14%、分割利用は僅か1%程度に過ぎない。また過去における部落有林野調査の結果では、その実態も、また関係者大多数の意見も共同利用の形態が主であり、さらに将来とも共同利用の形態を存続すべしとする意見が支配的である。

管理形態は、単なる部落機構（寄合会、総代会等）によっているものが925部落中903部落と圧倒的に多く生産森林組合や、財産区管理委員会、その他法人組織の形をとるものは至つて少い。このことは大多数の管理機構は全く昔のままで、慣行によって運営されていることを意味し、林業の近代的経営の担い手としては不適であることから、近代的経営の組織化が今後に残された課題である。

2 部落有林野の共同経営と事例

県内の造林量は36年5,597、37年5,340、38年4,701、39年4,602、40年4,312haと減少しているが、とくに個人および部落による造林において著しい。他方部落有林の造林は36年801、37年778、38年919、39年950、40年943haと増加し、5ヶ年間で4,391haが造林されている。うち1,806haが「分取林」で、36年252、37年248、38年367、39年417、40年522haと増加し、部落直営造林の減少（36年の549haに対し40年421ha）を補つている。したがつて分取契約による外部資本の導入が部落有林野の造林推進のキメ手だといわねばならないが、それにも制約と限度があると考えねばならない。分取契約の相手方は、県416、林業公社1,047、開発公団185、市町村、会社158haとなつてはいるが、このうち公社は特定地域だけに限られるものだし、公団は保安林に限定されるからである。さらにこれら機関のもつ組織力も大きな推進力となったと考えられるが、部落直営造林には資金と同時に組織力にも問題がある。旧来の総代会、部落寄合会では林業経営の担い手として不適当であろう。もちろんその基礎には不安定な入会権の存在があるわけで、その解消が課題となるが、これについては入会権近代化法の成立に期待してよから

う。ところで入会権解消後の機構の1つとして法人組織の森林生産組合の活動に大きな期待がかけられる。しかし1つの問題はやはり資金の欠乏で、松くい虫被害、薪炭林の価値低下等で部落財政は苦しく、造林資金を支出する能力を欠くのが実情である。しかしその解決策としての制度金融については、県下18生産組合のいずれもこれを利用していない。「借金してまで」という心理と手持資金の2割と金利の支払能力が原因である。したがつてこれらの問題を解決して直営林の拡大をはかることと、外部資本の導入を進めることができ当面の対策であろう。

例 1 大山共有林

5 部落の共有林野で大正末期頃から植林されて、現在も保続生産を維持している。年間2,500万円程度の収入をあげ、再生産に還元した残りを権利者に配当している。林業労働には権利者のみを雇用し、権利者は現金収入の場として喜んで出稼している。また権利者の家屋の新築、改修には規約により市価の2~3割引で特売している。法人化には消極的である。権利者が明確になると、権利者が退会するときの脱退金の処理の不安が理由である。

例 2 玉ノ浦郷有林

直営造林と分収造林とを併用して基礎を築きつつある部落有林である。薪炭山とゴ山が多いため經營面の資金に乏しく、昭和35、6年の松喰虫の激害による処分金で賦役4有償6の割合で直営造林を実施してきたが兼業農家が多いことと労働力の都市への流出が深刻となって直営造林は伸び悩む状態である。また保安林整備計画による公団造林を約200haを予定しているが、公簿上の共有名義人の死亡、海外転出、住所不明のものがあって、地上権の設定、法人化の移行に苦慮している。

例 3 久山生産森林組合

昭和37年設立、37年度以降の造林木と土地全部が組合の財産となっている。昭和37年度以前の立木はすべて部落の財産で毎年300万円程度の山林収入を得ているがそれは部落の収入となり、組合の収入は部落への土地貸付料と受託販売上代金の10%で、造林に必要な不足額は部落から借金し、現在は利息のみを支払っている。

例 4 中浦生産森林組合

昭和37年組合設立、登記手続の煩雑を防ぐために設立された組合ともいえ、全体的に労働意欲は認めるが広葉樹の処分困難と遠隔地（林道未整備）であること

が造林推進の阻害要因となって経営は粗放である。

3 部落有林野の個人分割経営と事例

分割による個人経営か共同経営かは部落有林野の所在する地域の自然的、経済的、社会的諸条件から定まるわけで一概に結論できない。ただ一般的にいって単なる経営規模の拡大が経営の合理化につながることは疑問である。零細私有林業のもつ複雑な問題をそのままもっているから、その発展も小農的な限界をこえることはできないであろう。本県には数多くの部落有林野の分割地があるが、それがすべて経営の合理化を進めているとは限らない。むしろ分割当時の粗放な状態で放任されているものが数の上では多い。したがつて部落有林野の歴史的条件からいっても、また林業生産力の発展条件からいっても、まず住民権利者の集団からなる近代的経営組織のもとで共同経営の形態を作りあげるのが至当ではなかろうか。個人分割経営は部落住民の経済の点からも、また林業経営自体の発展からみても余り望ましい方向とはいえない。

例 1 北松浦郡世知原町

昭和31年に実質的分割、集中分散を防ぐため3~5名の記名共有とした。林業経営推進策として町主催による各部落対抗の下刈コンクールを毎年実施、優勝部落は林業先進地の視察、下刈競等の賞金、賞品が刺激となって100%の造林と撫育管理を可能にし、林業振興に大いに役立っている。材価の高騰、立地条件、町理事者の識見等が成功の原因である。

例 2 松浦市志佐町田ノ平

昭和36年林道開設に伴う、地元負担金支払のため、部落が権利者に分割有償下げした。分割方法は林地を上、中、下に分け、各人3ヶ所づつに分配した。耕作面積一戸当1町2反、純農山村で専業農家が多く生活は安定している。耕作面積の少い兼業農家と老人家庭の4件のみが所有権を移転した。100%の造林で撫育管理も良好である。木材の高値と、分割地に通ずる林道開設が経営意欲の高揚となっている。

例 3 北松浦郡佐々町小の浦

耕作面積一戸当たり0.5町、権利者203名の内、60%が兼業農家であることから、共同経営が困難となつたため、昭和33年分割個人経営となった。分割の方法は例2と同様で、現在、所有権は12%程度、他部落の資本家（製材業、石炭業）及び富裕農家に移動している。譲渡したものの大部分は耕作面積の少い兼業農家である。取得者は資本分散の形で投資しているので経営意欲は強く、撫育管理も良好である。

質 疑 応 答

司会者 以上で三氏の報告も終りましたので、質疑応答に入りますが、最初に「農家林業について」のコメントとして鹿児島県林業試験場の松枝さんにお願します。

松枝洋一郎（鹿児島林試）1. 保続經營的農家林業は理想的であろうが、それに必要な林野面積を5haとしても、林野所有農家の90%に過ぎない。5割以上の林家が人工造林化しており、山村農家経済の所得比重を林業に期待しつゝあることは確かだが、保続經營まで到達し得ない零細農家林業では、たとい前向性をもつて人工造林化したにしても、山村農業の不利を林業で代替できないのではないか。また今日の畠地造林化の傾向をどのように理解するか。

2. 90%の零細所有者が40%の林野を占めて、その森林生産力の増大が期待されるのだが、実態は財産保持的な間断施業で人工造林地拡大がつづいてもこの段階をでることは困難と思う。すなわち林業再生産の内的駆動力に缺けるとすれば農家林業の一方の命題である森林生産力の増大とは結びつけ得ないのでないか。

3. 根本的には零細所有が農家経済振興問題のポイントであろうが、所有規模の拡大が望めないとすれば、森林組合への経営委託、協業化問題などが考えられるのだが、生産組織体の理想的な姿をどう考えるか。

宍戸 1(1) 山村においては林地の面積も大きく、経済的、自然的条件から見て、林業經營の改善合理化が農家経済に寄与する効果は大きいと考えられるが、狭小なる面積所有の場合、もちろん限度もあり期待も少い。

(問) 山村地帯の耕地は労働生産性が低いので労働力の少い今日、労働力を多く要しない造林に転換することは、適当な經營方法の一つと老える。

2. 5ha以下の零細所有の場合、農家経済の振興という観点に立てばあまり期待は持てないのであるが、森林生産力の増大という観点に立てば面積に関係なく、近代化した林業技術の導入、すなわち育種、施肥、密植、機械化、拡大造林等により森林生産力の増大を計ることが可能である。ただしこれには財政投資、補助等の国の援助も必要である。

3. 森林組合を考えられるが、現在は人的、資本的にも不足し、一部を除けば適当と考えられない。現在考えられるのは5人以上の協業經營体で、字または大字単位で組織し、森林面積が10ha以上になるようにしたい。

司会者 次に同じくコメントとして佐賀県林業試験場の小部さんにお願します。

小部 晃（佐賀林試）(1)山村農家の所得向上のためシイタケ生産、混牧林業の推進も確かに重要だが、一般的、原則的には育林經營だと思うが、經營の立場から九州における農家林經營の方向をどう考えるか。(2)構造改善事業の中心課題は規模の拡大と協業で、九州の農家林では、とくに、その必要性が痛感される。規模の拡大については、分収林の拡大、入会林野の近代化、国有林の活用、林地流動の促進などが考えられているが、その実効については疑問がある。とくに所有集中の懸念もある。協業も道路、住宅の建設、土地造成大型機械導入の場合はともかく長い生産過程をもち、零細、複雑、多岐、異質でしかも手労働ないし小型機械の段階の林業では再検討の必要がある。結局規模拡大と協業では企業的林業への脱皮は不可能ではないか(3)私見ではあるが、現在農業では規模の大小のみでその所得の大小を定めていないが農家林でもその零細性のみに固執せず、新しい經營目標と生産体系を指定すべきではないかと思う。その際山村に新しい兼業の場を作り、その基礎の上に協業經營を育成すべきだと考える。そしてそのための森林組合の育成強化を考えたいと思う。

宍戸 1. 適地、適木、適施業ということから九州一律に述べることはできない。すなわち構造材を目的とするもの、工業原料材を目的とするもの、燃料材を目的とするものにより、樹種、施業方法も異なるが、九州は気候条件に恵まれ、日本一の成長量を持ち、造林適地も最も多く近代化した造林技術と機械化により日本一の造林成果が期待される。

2. 新しい林業技術の導入により森林の生産力を高め經營を集約化することにより農家の収入を高めることは可能であり、今後その方向に技術指導することが必要である。例えば今須林業は折伏作業により小面積から連年収入を得ているが、7桁農家には保続經營のできる必要最小限度の面積規模は必要である。

司会者 「企業的林業について」コメントの鹿児島大学の辻本さんにお願いします。

辻本克己（鹿児島大学）(1)50%に及ぶ天然林と特別經營時代以降の人工林からなる多くの蓄積や資産をもつ国有林さえ、賃金の高騰等の理由で赤字經營が問題になっている今日、大山林とこれに関連する事業、特に外材輸入による合板企業等総合的な經營を行なっている住友林業は、これから育成的林業が果して今後企業として成立発展する見通しをもっているかどうか。

なおこれに関連して画かれている将来のビジョンはどうか。(2)今後予想される労働力の減少に対し積極的な確保対策について報告されたが、さらに具体的に説明願いたい。なお労働組合の結成、労務者に対する共済制度、社会保険などの社会保障の措置についても実情をお教え頂きたい。(3)企業安定上の基盤の拡充という目的で造林を実行しておられるが借入金を増加した場合、金利を払っても企業として成り立つかどうか。

伊東 (1) 九州地区としては法正林を前提とした利潤率11.7%を予想し、企業として充分成り立つと考えている。当社は本来林業から始った企業であり、林業利益により商材輸入、木材加工等の関連事業の基盤がようやくでき上ったものである。現在は管理費の増加により林業部門の収益は段々減少しつつあるが、反対に関連部門の収益は増加しつつあって、これらの収益により、また管理費の軽減対策を考えることにより将来林業の基盤はさらに充実されることを期している(2)通年雇用の対策としては、薪炭林の払下げにより払い下げ地区の造林保育作業の義務づけ、伐採労務者に対して伐採地区の造林保育作業の義務づけ、労務者の集中的な使用等を行っている。機械力の利用について、いわゆる造林保育の機械、例えば下刈機、穴堀機等を試験的に使用してみたが、満足な成果を挙げることができなかつた。将来とも使いやすい道具が作られない限り利用することはむづかしい。林道について将来林内作業道（小型四輪の通る程度）を拡充し、作業を能率化したいと考える程度で、具体的に計画はしていない。目下のところ労務者が組合を作るという様子はない。また労務者の社会保障的なものは考えていない。(3)九州の場合一応利廻り9%を考えている。したがつて公庫融資の金利5.0%ならば充分まかなつていけるものと思う。ただし、借入金にも限度があるので九州の林種転換による拡大造林は、今後全社的な収益の変動により年間の面積を調整していくかなければならぬ。

司会者 次に同じくコメンターの十条製紙の青山さんにお願いします。

青山栄太郎（十条製紙八代工場山林部）(1)借入金の年累積による金利負担の増加および毎年の人件費の増加が経営の大きな問題となり、その解決として、早生樹品種の採用による短伐期経営に移行して、投下資金を極力短期に回収することが必要なことと思われる。さらに用材の利用面においても大径木より小中径木の需要増加の傾向にありとして高伐期よりむしろ短伐期経営に移行するのが一般的の傾向である。スギ30年、

ヒノキ35~40年伐期ということも現実に実行されている際に高伐期経営の決意をされた理由はなにか。(2)何らかの資金源を考えるときは増資すべきか、借入すべきか、増伐すべきか考えるのが当然である。また価格が一番高いときは増伐の効果を最高に出すことができる所以あり、他方この時こそ需要が増大して供給の少ない時期にあるので、増伐は社会的にも貢献することになる。今後30~50年の長期のことについての見透しは困難であるから、これに固執すれば、むしろ消極的経営とならざるを得ない。むしろ当面どうするかということことで増伐を考えてよいのではないか。

伊東 (1) 九州における拡大造林は目下投資の段階にあるので、できるだけ早く資金を回収する目的で、一応伐期の目安を30年としている。ただし一応法正林ができ上った場合には収益率最高、収穫量最多の時期をもって伐期とすべきであろう。この場合生産材の大小ということは関係しない。あくまで収穫量を基として考えたい。九州山林の伐期の決定は将来のことになるが、30年になるか、50年になるかわからないが、できるだけ高伐期に持つていいきたい。(2)経済的な変動のため、増伐によって施業案をはねだしく乱すことは好ましくない。したがつて当社は従来一施業期の伐採総量（面積）の内、約10%を予め経済変動予備林として除外し、90%を10ヶ年で伐採するよう計画し、必要な際はこの予備林を伐採して充当してきた。ただし今後ともこのような措置が続けていけるかは疑問である。

司会者 「部落有林野について」コメンターの九州大学の堺さんにお願いします。

堺 正紘（九州大学）

(1) 部落有林野問題は終始造林問題につくるのか、それとは別に近代化の必要はないのかという疑問をもつ。「部落有の形態のままでは利用が高度化されないから、部落有でない近代的な権利関係に再編する。」というのが「林業基本問題」の論理だが、実情はどうか。報告によればなるほど部落有林野の造林停滞はあるが、人工林の5割は契約造林であり、今後とも伸びていくという。だとすれば権利関係の前近代性による造林の停滞はないといえるのではないか。だとすれば報告者はなんのために部落有林野を問題とされるのかわからなくなる。報告では部落有林野問題とは造林問題であるといわれているとしか考えられないが、これは部落有林野問題と資源政策の矮小化以外のなものでもない。(2)原因は別として最近造林とくに拡大造林が停滞していることは周知のとおりである。しかしその責は部落有林野造林のみが負うべきではない

ことは報告からもいえる。原因はむしろ個人有林の停滞にある。端的にいえば部落有林野の造林はつねに個人有林におくれざるをえないと考える。なぜならば造林は長期間資金と労働を土地に合体させるものだから基本的には共同体所有ではなくて個人的所有を指向するものだからである。したがって部落有林野の権利者が個人有林地をもつ場合、むしろこれを先に造林し、部落有林野への進出はこの後になる傾向をもつからである。なるほど共同体による直轄造林も一般にみられるが、その大部分は収益の公共費充当を目的としたものであるため、一定規模以上の拡大は期待できない。また分配を目的とした共同体造林も考えられるが、階層分化が進み流動化の激しい今日ではそれが安定的に発展する可能性はきわめて少いからである。しかもなぜ部落有林野の人工林率の低さが糾弾されねばならないのか。人工林を増すのであればむしろ個人有林にこそ力をいれるべきではあるまいか。まして新たに金融措置を講じてまで部落有林野造林を進める必要があるとは考えられない。なんらかの施策によって速やかに伸び、それによって民有林造林の底上げが可能となるからなのか。だとすれば民有林一般とは別の部落有林野に独自の造林対策はどのようなものなのか。(3)報告でいう共同経営は、部落有林野の「共同体直轄造林」と解されるが、現在までの研究では「部落直轄または小組造林は、総有的入会林野が個別的所有性の下に分解する過程であらわれる過渡的形態にすぎない」と理解されている。事実明治から大正、昭和にかけて多くの部落有林野が個人分割されて消えている。もっとも逆に今日まで広汎に共同体造林が存在していることも事実だが、その大部分は部落公共費充当を目的したものである。ということは共同体造林はそれが公共費充当を目的とする限りにおいてのみ普遍的な存在基盤をもつということである。したがって現在広汎に存在する広葉樹林を共同体が人工林に転換することは、それが公共費充当の枠をこえる可能性をもつがゆえに、一定の限界をもつといわざるをえない。このような過渡的性格からも公共費充当的性格からも、大規模造林を共同体に委ねることには限界がある。しかも共同体造林を対策の一つの柱とするのはなぜか?しかもこの「共同体」造林はいわゆる「部落」造林となんら異なるところはなく、政策的にみても報告の内容は部落有林野政策の放棄と造林対策への矮小化以外のなにでもない。とくにこれを提起する根拠はなにかがあらためて問題となる。

榎原 1. 近代化の必要はないのかという論議には

近代化の意義は何かの論議をも含むかと思うが、質問の主旨には充分理解できない点もある。それはともかく必要があるから近代化法が成立したのであり、法律の適用により近代的な権利に再編されることを前提として、部落有林野の造林的側面に力点をおいたのである。2.一般造林の中で部落有林の造林が占める比重は大きくなないが、それとは別に部落有林野を生産の場として生産性向上を推進しようとしているのである。金融措置にしても各権利者が共同体で経営しようとして、その隘路が資金であれば金融措置を考えるのが行政の立場だというのである。たとえ理論的には過渡的形態であれ、分割しないところでも放置すべきでなく、それぞれの意向の類型に応じ、たとえば協業経営を意図する集団には、それなりの経営問題を摸索しつつ対策を考えるのが行政の側の考え方であることを了承されたい。個人有林の造林についてももちろんその推進に積極的に努力している。3.報告の意味は、旧来の管理機構で共同経営の推進を図れと言うのではなく、近代化法の適用によって、入会権を消滅させ、近代的な権利を取得させた上で、近代的経営の組織化を図るべきだということである。かかる前提のもとで、部落有林野の今後の経営上の問題点を述べ、なお、収益使途の重点も從来の公共費充当の優先から、森林の再生産の方向に転換させて、部落有林野の林業的活用及び経営の集約化が推進されるものと期待している。なお、個人分割を希望し、しかも、分割可能地であれば、各権利者の意向を充分尊重した施業を考えねばならぬことは当然である。

司会者 つぎに大分県の三浦さんに願います。

三浦清美（大分県林政課） 大分県の場合でもその多くは資源構成が低く、収入財源に乏しいために造林事業は所有者の無償出役に依存しているので、低所得階層においては、現在の事業量が精一杯であり、今後の拡大造林に伴う負担増については到底たえられないというのが実態である。1.部落有林の今後の経営形態としては、生産森林組合が望しいとは思うが、実態は単なる看板の塗り替えに過ぎず、ただちに直営造林が推進できるとは余り期待できない。生産森林組合に対する造林融資について、利率の引下げ、現行の補助残8割融資から全額融資への増額には全く賛成である。他方生産森林組合のあり方、運営方法等についても再検討すべき点が多い。例えれば久山生産森林組合の場合は収入の期待できる組合設立以前の立木を部落有として残したため組合は借入しているというが、これでは生産森林組合設立の意義はきわめて薄い。残存部落有

林の所有者と組合員とは同一人であると思うが、このような形態をとらねばならなかった事情はなにか。2. 部落有林の低位生産性の原因には、入会権問題や地利的条件等もあるが、経営目的が公共費充当を主目的としているため無償の労働提供によって造成した山林からの収益の全部ないしその大部分を公共費に振り向ける結果、直接個人所得に結びつかないということが大きな原因と思う。元来、公共費は公平負担が建て前であるが、貧富格差の無視、公共施設受益度のアンバラからむしろ不公平ともいえるので、部落有林の経営と公共費とはきり離すべきだと思うが貴県の実態、今後の改善対策、指導方法はどうか。

旗原 (1) 当部落は毎年 250万円程度の立木伐採収入を得ているが、うち 200万円程度がここ数年公共費に充当される予定であった。もし組合の財産に編入した場合、立木の伐採収入は組合の収入となり、これを公共費に充当した場合には組合外流用となって、収益と見做され課税の対象となる。このような事態に対処するための、いわば税金対策といってよい。(2) 経営と公共費との分離は最も好ましいことであるが、市町村財政の窮迫している現状では如何ともし難い事情がある。今後大いに検討しなければならない重要な問題だと考える。

司会者 今回のテーマは今後の民有林経営の在り方に対する理念、あるいは構想といったものが含まれ、また九州という地域性も考慮しなければならないので非常に難しい問題である。従ってここで簡単に結論をひきだすことは困難だが、講師、またコメントナーの方

々の意見から、取りまとめの意味でなく、私なりに感じた要点を申し上げたい。「農家林業について」は経営規模の拡大が農家経済振興上最も重要であるが、また実現の最も困難な問題である。しかし一方小経営でもそれなりに近代化の可能性も出され、また経営規模拡大のための分収林方式の活用が説かれた。なお九州の立地条件から、混牧林の経営、シイタケ生産の推進等が主張された。次に「企業的林業について」は、伊東さんが会社の経営内容をある程度公表して話して頂き感謝しておりますが、法正林の育成が肝要であり、そして将来高伐期の方向に向うことを主張されている。しかし一方低伐期に移行すべきだとの意見もあり、高伐期か低伐期かについて意見の対立があったが、これはこれだけでも難しい問題で、簡単に結論は出ないと思う。また人件費の高騰、拡大造林の進展に伴う出費の増加に対して、管理費、生産費の節減の要があることが主張された。最後に「部落有林野について」は、今後如何なる方向に持つて行くかについては究極的には住民の意思によると思うが、入会権を近代的権利に転換し、経営の組織化、すなわち生産森林組合に組織替えし——これはそのまま企業主体の形をとる場合と、分収林を設定する場合が生ずる。個人分割することは好ましくなく、共同経営がよいというような意見が出た。話題提供者並びにニメンターの方には本務の傍らお忙しい中を御研究頂き感謝します。また時間がなく、一般の方々からの質問を受けることができなくて申訳ありませんでした。長時間の御静聴ありがとうございました。